

第239回

神奈川県都市計画審議会

都市計画の案に対する意見書の要旨と
都市計画決定権者の見解

鎌倉都市計画道路の変更
(3・5・7号腰越大船線)

令和4年2月2日

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

鎌倉都市計画道路の変更（神奈川県決定）
（3・5・7号腰越大船線）

受付 番号	受付年月日	住 所	意見の区分
1	R3.12.13	鎌倉市腰越	反対
2	R3.12.17	鎌倉市扇ガ谷4丁目	その他

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

鎌倉都市計画道路の変更（神奈川県決定）

（3・5・7号腰越大船線）

区分	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
反対	<p>【都市計画変更の区間について】</p> <p>○ 3・5・7号腰越大船線（延長約6,340m、幅員12.0m、2車線）の変更は、区域変更区間の延長が約720mであり、腰越・大船間を全て変更していないため反対である。</p>	<p>【都市計画変更の区間について】</p> <p>○ 今回の腰越大船線に係る都市計画の変更は、新たに村岡・深沢地区土地区画整理事業等が都市計画に定められることに併せて行うものです。</p> <p>○ 具体的には、古館橋交差点及び新設交差点において交通の円滑な処理を図るため右折車線を設置するとともに、土地区画整理事業の隣接区間において歩行者や自転車の安全快適な通行を確保するため歩道の拡幅及び自転車通行帯を設置しようとするものです。</p> <p>○ これらに必要な区間として延長約720mを変更するものであり、現時点において、その他の区間について都市計画を変更する必要はないと考えています。</p>	1人

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

鎌倉都市計画道路の変更（神奈川県決定）

（3・5・7号腰越大船線）

区分	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
その他	<p>【道路の構造について】</p> <p>○ 当該変更区間は、柏尾川の浸水区域であるため、洪水を吸収できる道路設計にしてほしい。従来型の道路構造では不十分と考える。吸水型の舗装工法を検討してほしい。</p>	<p>【道路の構造について】</p> <p>○ 都市計画に定める事項については、都市計画法及び同法施行令等に規定されており、道路の構造については、車線の数、幅員及び嵩上式、地下式、掘割式又は地表式の別等とされ、舗装の仕様等は都市計画に定めるものではありません。</p> <p>○ 今回変更区間における工事は深沢地区の土地区画整理事業の中で行う予定であることから、舗装の仕様等については、鎌倉市が道路管理者である県と調整しながら、今後検討していくこととしています。</p> <p>○ また、鎌倉市は、深沢地区の土地区画整理事業に隣接する区間については、概ね100年に一度発生する降雨を想定した境川水系洪水浸水想定区域図（河川整備の計画規模）における浸水深を見据え、道路の高さを検討するとしています。</p>	1人